介護サポート
親子のちから

とうきょう共済の
介護保険

団体割引 5% 適用

【介護・認知症サポートプラン】
医療保険基本特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約セット団体総合保険
【親子のちから】
医療保険基本特約、親介護費用補償特約セット団体総合保険

その日は突然やってきます。

親御さまに介護が必要になったときの
「仕事と介護」の両立のために・・・

ご自身の介護にも！

今だからこそ、
準備しておきたい保険

とうきょう共済の介護保険がみなさまとご家族をサポートします！

保険期間

2025年1月1日午後4時から2026年1月1日午後4時まで

●中途加入は9月1日開始日まで毎月受け付けております。

〇募集締切日：毎月14日
※8月14日が最終締切日です。

〇補償開始日：お申込月の翌月1日
※14日過ぎの受付分は翌々月1日

〇保険料引落日：補償開始月の翌月
※カード会社によって異なります。

とうきょう共済
東京都火災共済協同組合

介護を取り巻く社会環境

ご存知ですか？いまや誰もが介護を必要とする可能性があります。

- **要支援・要介護認定者は年々増加し、2021年時点で約690万人に達しており団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、さらに増加すると想定されます。**
- **親の介護や看護を理由とする<u>離職者は年間約10万人</u>発生しています。**

■ 要介護・要支援認定者数の推移

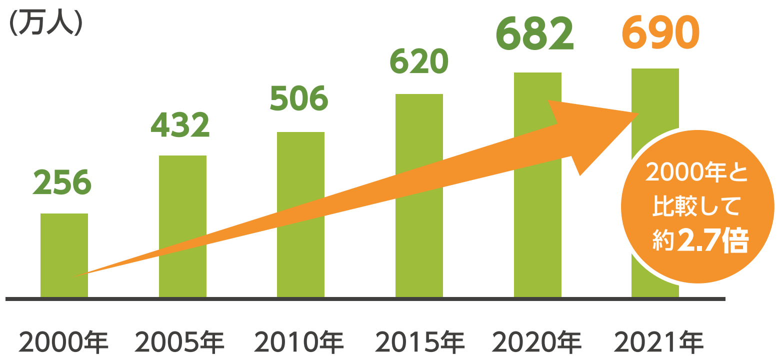

出典：厚生労働省「令和３年度　介護保険事業状況報告（年報）」

■ 介護・看護が原因の離職者・転職者数

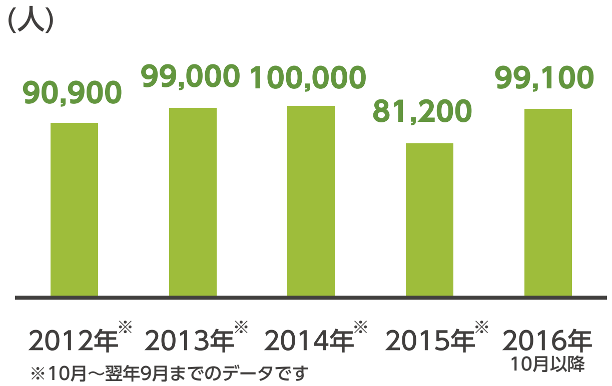

出典：総務省「就業構造基本調査（平成29年）」

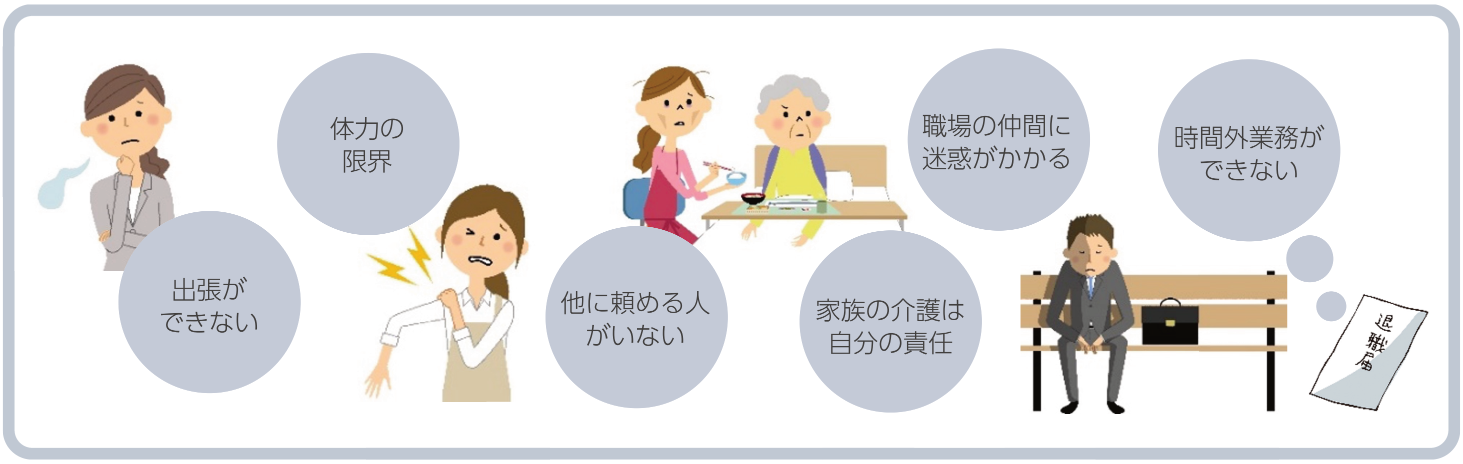

介護や支援が必要となった原因は認知症が2割弱

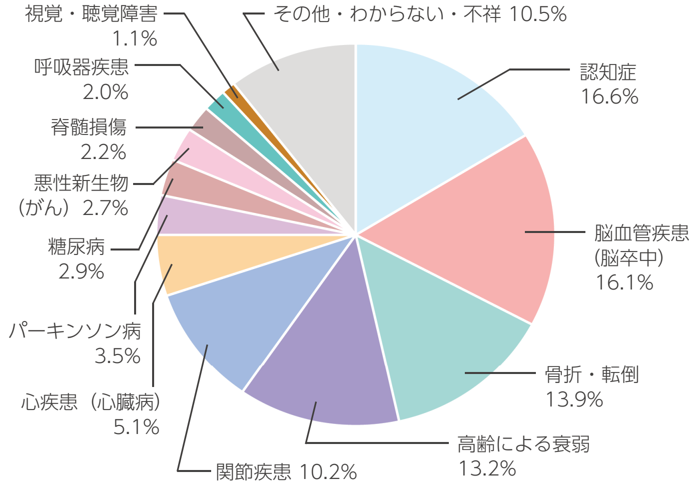

注：要支援者を含む。　出典：厚生労働省「国民生活基礎調査　2022年」

介護や支援が必要となった主な原因としては、「認知症」が最も多く16.6%となっています。若年性認知症と呼ばれる65歳未満の認知症者数も約3.57万人と推計されており、働き世代にとっても他人事ではありません。

介護の担い手の実態

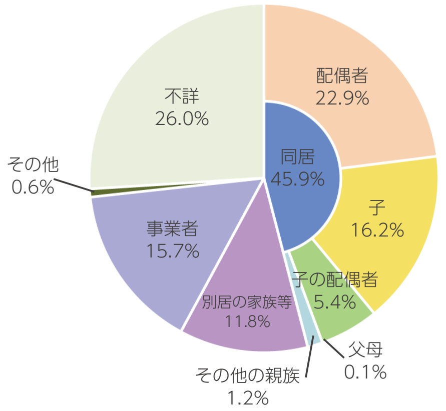

出典：厚生労働省「国民生活基礎調査　2022年」

半数以上の方が「家族」という結果に

■ **介護にかかる時間は、「手をかす程度」が45%「ほぼ終日」が19%、「半日程度」が11.1%「2~3時間」が10.9%となっていますが、要介護5の場合は、63.1%の方が「ほぼ終日」費やしています。**

どこでどのように介護を受けたいか？

実は介護される側の
79.9% の方が、「介護サービス等を受けながら」生活したいと考えてます。

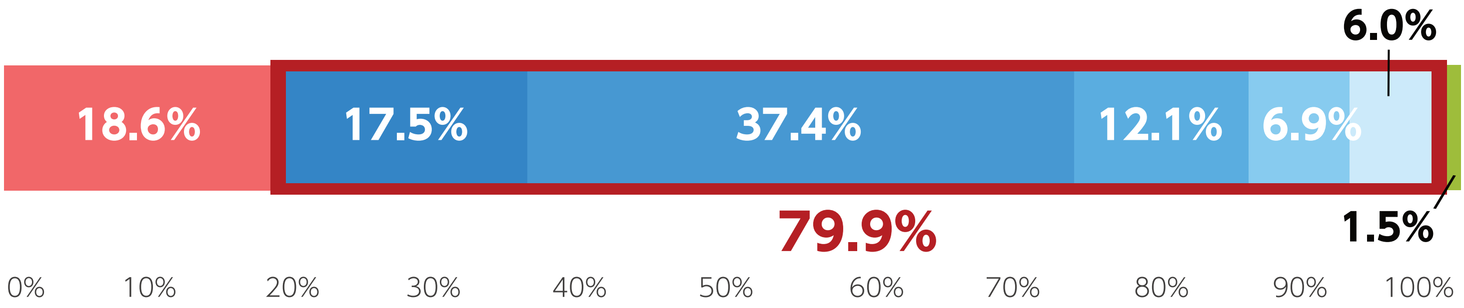

自宅で家族中心に介護を受けたい　18.6%
自宅で家族の介護と外部の**介護サービス**を組み合わせて介護を受けたい　17.5%
家族に依存せずに生活ができるような**介護サービス**があれば自宅で介護を受けたい　37.4%
有料老人ホームやケア付き高齢者住宅に住み替えて介護を受けたい　12.1%
特別養護老人ホームなどの施設で介護を受けたい　6.9%
医療機関に入院して介護を受けたい　6.0%
その他　1.5%

出典：厚生労働省「高齢社会に関する意識調査」（平成28年2月）

この介護「する側」と「される側」のギャップはどこから生まれるのでしょうか？

よくある声

情報不足

- 介護サービスの情報がなかった。
- 自分たちに合った情報の選択ができなかった。
- みんなやっているし、それが当たり前と思っていた。

準備不足

- まだまだ元気な親の介護について想像したくなかった。
- もっと先のことだと思っていた。

お金の不安

- 介護施設は費用が心配だった。
- 子どもの教育費もあり、お金の心配があった。

公的介護保険があれば十分？

公的介護保険だけでは、十分ではないかもしれません。

■ 公的介護保険は、40歳以上の人が加入しますが、65歳以上の第1号被保険者と40~64歳の第2号被保険者に区分され、介護サービスを利用できる条件が異なります。

※例えば40~64歳の第2号被保険者では、要介護状態になった原因が加齢による「特定疾病」に限定され、事故などのケガによる介護状態は対象外です。

■ 給付が決定したとしても、1週間ずっとサービスが受けられるとは限りません。
一例を見てみましょう。

■ 公的介護保険のみを利用したケアプラン例

Aさんの場合

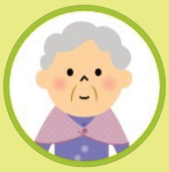

- 70歳、同居
- 骨折、認知症
- 要介護2
- 自己負担額1割

時間割	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
午前		デイサービス		デイサービス			
昼							
午後							
夕方							
夜							

＋その他 ショートステイ2回／月、介護ベッドレンタル、車イス・松葉杖レンタル

このケアプラン例では、**土日に介護サービスの提供がない**ため、週末は介護のためにゆっくり休むことができません。
また**夕方以降のサービスがない**ため、平日は家族のどなたかが早く帰宅しなければならず、仕事を続けていくことが難しいかもしれません。

■ 理想的なケアプランの例

Aさんの場合

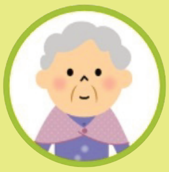

- 70歳、同居
- 骨折、認知症
- 要介護2
- 自己負担額1割

時間割	月	火	水	木	金	土	日
朝	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	ショートステイ	ショートステイ
午前	家事代行サービス	デイサービス	家事代行サービス	デイサービス	家事代行サービス		
昼	配食サービス		配食サービス		配食サービス		
午後							
夕方	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護		
夜							

＋ その他 ショートステイ2回／月、介護ベッドレンタル、車イス・松葉杖レンタル

この理想プランであれば、家族の生活・仕事も守りながら、介護を行うことがきます。
しかし、**月々の金額負担も大きくなります。**

２次元コード

詳しくは「3分でわかる介護のはなし」をご視聴ください。

理想的な介護を行える一方で、

■ 公的介護保険の対象外の費用は全額自己負担

• 公的介護保険利用限度額　自己負担分（1割）	19,705円 ※1
• 公的介護保険　利用限度額超過分（全額自己負担）	72,000円 ※2
• 公的介護保険　対象外サービス分（全額自己負担）	64,000円 ※2

1か月の自己負担額
155,705円

※1　利用限度額197,050円（月額）→　自己負担額19,705円（1割）
※2　お住まいの地域やご利用の事業所によって金額は異なります。費用はあくまでも参考価格であり、実際にかかる費用とは異なります。

自己負担は増えてしまいます。

もしも 子育てと介護が重なったら、、、

介護について考えるときに、大切なことは「介護だけ」ではありません。

■ 下記ケースのように介護と子育ての時期が重なったらどうでしょうか？
子育て以外にも、近年の物価上昇により家計の負担は増すばかり。
働きながら介護をしている人は約365万人います。（総務省「令和４年就業構造基本調査」）

生活と介護の両立、この機会に考えてみませんか？

■ 親が要介護状態となった場合

Bさんの場合

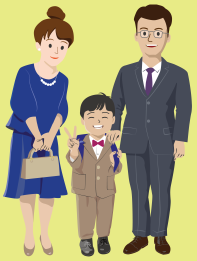

- 夫婦ともに40歳
- 都内在住
- 小学校6年生の子ども
- 別居の親が1名

うれしい子どもの成長。
でも子育てには、時間もお金もかかります。

【参考】
小学6年生　学習費総額：42万円
中学校　　　学習費総額：公立3年間で約162万円
（私立約430万円）

出典：文部科学省：令和3年度子供の学習費調査

＋

子育てに加えて、介護に対する時間的な負担と金銭的な負担が加わります。

【参考】
平均介護期間　5年1か月
平均介護費用　一時的な費用　約74万円
毎月の費用　　約8.3万円

出典：<生命保険文化センター
「生命保険に関する全国実態調査」／2021(令和3)年度>

**金銭的にも体力的にも負担が大きくなり、
仕事との両立も難しくなったら、、、
どうすればいいの？**

もし介護で収入が減ったら

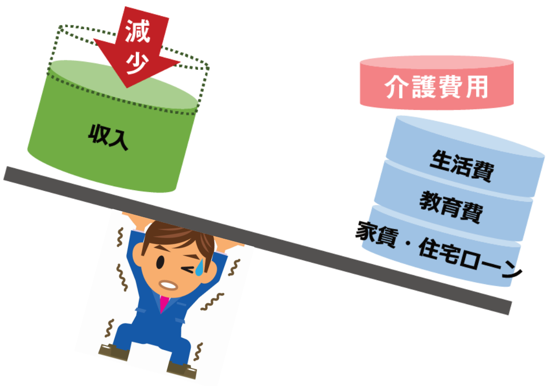

そこで！

**とうきょう共済では、
親の介護のときも、ご自身の介護のときも
みなさまとご家族をサポートする保険の販売を開始します！**

一時金

介護・認知症サポートプラン

自分の介護に備える保険

被保険者（介護が必要となる方）に指定できる範囲
組合員とそのご家族（配偶者、子供、親、兄弟姉妹および同居の親族）

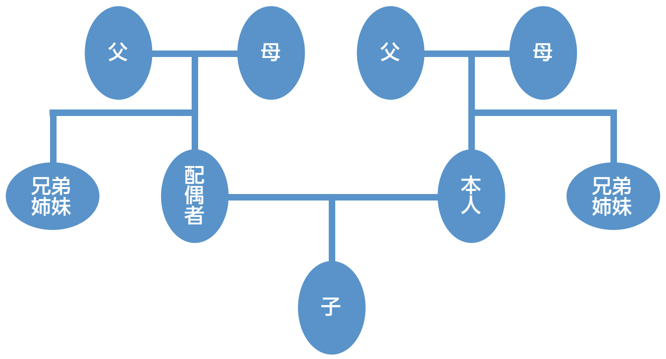

ポイント

所定の要介護状態に該当すれば、**要因を問わず一時金で保険金のお支払いができる**プランです。
65歳以上の方はもちろん、公的介護保険の対象とならない40歳までの方や、公的介護保険でのカバーが限定的となる40歳から64歳までの現役世代の方にも、幅広く補償をご提供できます！
保険金の用途にも制限はありませんので、必要な費用に充てていただくことができます。

補償内容

介護一時金支払特約（100万円、200万円、300万円の3タイプ）

以下①または②のいずれかに該当した場合に、保険金をお支払いします。
①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合
②損保ジャパンが定める所定の要介護状態が90日を超えて継続した場合

被保険者の年齢	①公的介護保険制度の要介護2から5の認定	②損保ジャパン所定の要介護状態
40歳未満	対象外(40歳未満は公的介護保険制度の対象外)	年齢・要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）
40歳~64歳以下	要介護状態になった原因は加齢に伴う特定疾病に限定	
65歳以上	要介護状態になった原因を問わず対象（交通事故なども対象）	

軽度認知障害等一時金支払特約（10万円、20万円、30万円の3タイプ）

軽度認知障害（MCI）または認知症と診断確定されたときに、一時金をお支払いします。

親の介護に備える保険

対象者（介護が必要となる方）に指定できる範囲
組合員と配偶者の両親

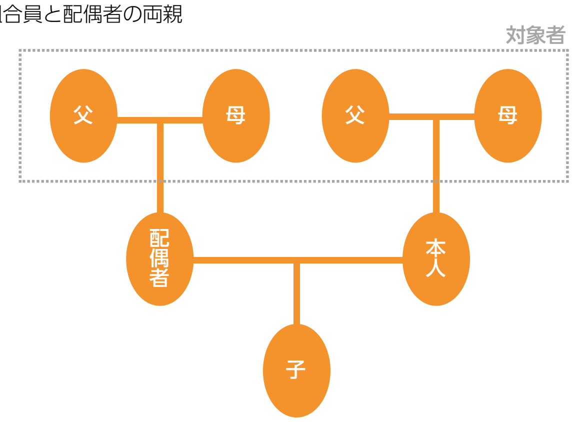

ポイント

公的介護保険ではカバーしきれない介護サービス利用にかかる費用や、給付対象外の介護にかかる所定の費用の実費を補償する合理的なプランです。

要介護１※から補償でき、親御さまのサポートはもちろん、みなさまの仕事と介護の両立をご支援いたします！

※要介護1の場合、その認定時の「認知症高齢者の日常生活　自立度判定基準」の判定で、医師からⅡa以上の診断を受けている状態に限ります。

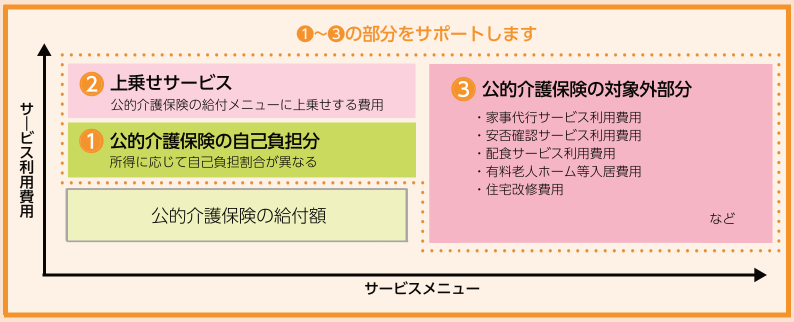

補償内容

親介護費用保険金（300万円、500万円、700万円、1,000万円の4タイプ）

対象者の方が公的介護保険制度における要介護１かつ認知症生活自立度Ⅱa以上または要介護2から5に該当したことにより、被保険者が負担した次の①から⑥の費用を合算し、保険金額を限度にお支払いします。ただし、⑤および⑥については、それぞれの費用について別途定める保険金額を限度とします。

①介護サービス利用費用
②家事代行サービス利用費用
③安否確認サービス利用費用
④配食サービス利用費用
⑤住宅改修費用（100万円限度）
⑥有料老人ホーム等入居費用（300万円限度）

詳しくはP9をご確認ください。

諸費用保険金

親介護費用保険金が支払われる場合に、その保険金の10％を別にお支払いします。

一時金　介護・認知症サポートプラン

月払保険料

保険期間：1年間　団体割引：5%

プラン別保険料表		介護一時金　保険金額 100万円	介護一時金　保険金額 200万円	介護一時金　保険金額 300万円
		軽度認知障害等一時金　保険金額 10万円	軽度認知障害等一時金　保険金額 20万円	軽度認知障害等一時金　保険金額 30万円
	加入時満年齢（被保険者）			
新規・継続	0歳~39歳	210円	410円	610円
新規・継続	40歳~44歳	230円	440円	650円
新規・継続	45歳~49歳	260円	500円	740円
新規・継続	50歳~54歳	310円	600円	900円
新規・継続	55歳~59歳	490円	970円	1,460円
新規・継続	60歳~64歳	790円	1,560円	2,340円
新規・継続	65歳~69歳	1,260円	2,520円	3,770円
新規・継続	70歳~74歳	2,520円	5,020円	7,530円
新規・継続	75歳~79歳	4,910円	9,800円	14,700円
継続のみ	80歳~84歳	9,160円	18,320円	27,480円
継続のみ	85歳~89歳	16,020円	32,040円	48,060円

団体割引は、本団体契約の当年のご加入人数により決定しています。
保険始期日時点でのご加入人数によって、割引率が変更となることがあります。
変更となった場合は、再度WEBにてお申し込みをし直していただく必要があります。あらかじめご了承ください。

お申込みにあたってご確認ください。

- 保険料は、保険始期日（中途加入日）時点での満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在（1月1日）の満年齢とします。（中途加入の場合は、中途加入日時点での満年齢とします。）
- ご契約は、1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢によります。
- 更新の際、保険会社の料率変更等で保険料が変更となる場合があります。
- 新規のご加入は、0～満79歳までが対象です。（ご継続は満89歳まで）
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2024年6月現在）

<告知の大切さについてのご説明>

○ 告知はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※ 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
○ 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

お申し込みはコチラ！

https://www.tokyo-kyosai.or.jp/care-mutual-aid/

上記にアクセスいただくと、「とうきょう共済の介護保険」のページが表示されます。ページ内にあるお申し込みボタンを押してください。

実損払　親子のちから

月払保険料

保険期間：1年間　団体割引：5%　お支払対象期間：10年

	プラン別保険料表	親介護費用　保険金額 300万円	500万円	700万円	1,000万円
	加入時満年齢（対象者）				
新規・継続	40歳~44歳	470円	490円	510円	530円
新規・継続	45歳~49歳	510円	560円	610円	660円
新規・継続	50歳~54歳	610円	730円	830円	940円
新規・継続	55歳~59歳	840円	1,100円	1,300円	1,560円
新規・継続	60歳~64歳	1,320円	1,890円	2,330円	2,900円
新規・継続	65歳~69歳	2,380円	3,620円	4,600円	5,840円
新規・継続	70歳~74歳	4,590円	7,260円	9,340円	12,000円
新規・継続	75歳~79歳	8,980円	14,450円	18,720円	24,190円
継続のみ	80歳~84歳	16,800円	27,260円	35,440円	45,900円
継続のみ	85歳~89歳	28,260円	46,040円	59,960円	77,740円

団体割引は、本団体契約の当年のご加入人数により決定しています。
保険始期日時点でのご加入人数によって、割引率が変更となることがあります。
変更となった場合は、再度WEBにてお申し込みをし直していただく必要があります。あらかじめご了承ください。

お申込みにあたってご確認ください。

- 保険料は、保険始期日（中途加入日）時点での満年齢によります。
- 年齢は、保険期間の初日現在（1月1日）の満年齢とします。（中途加入の場合は、中途加入日時点での満年齢とします。）
- ご契約は、1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点での満年齢によります。
- 更新の際、保険会社の料率変更等で保険料が変更となる場合があります。
- 新規のご加入は、対象者の満年40歳以上79歳までです。（ご継続は満89歳まで）
- 保険金額は、対象期間（10年）通算でのお支払限度額となります。
- 住宅改修費用としてお支払いする保険金は100万円を限度とします。
- 有料老人ホーム等入居費用としてお支払いする保険金は300万円を限度とします。
- 親介護費用保険金とは別枠で、親介護費用保険金の10%の額を諸費用保険金としてお支払いします。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2024年6月現在）

<告知の大切さについてのご説明>

- 加入にあたっては、対象者（被保険者の親）に関する告知をいただく必要があります。
- 対象者には、被保険者の親または被保険者の配偶者の親を指定することができます。
- 告知は被保険者（対象者の子）ご自身が告知者として、対象者（被保険者の親）の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等についてありのままをご記入ください。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

(注1) 口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
(注2) 告知書の署名は被保険者本人自らが告知し、ご署名ください。被保険者と異なる加入者等による代理告知はできません。
(注3)「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

お申し込みはコチラ！

https://www.tokyo-kyosai.or.jp/care-mutual-aid/

上記にアクセスいただくと、「とうきょう共済の介護保険」のページが表示されます。
ページ内にあるお申し込みボタンを押してください。

親介護費用保険金の詳細

①介護サービス利用費用

対象者（親）が公的介護保険の利用限度額を超えて介護サービスを利用した場合や、
公的介護保険の自己負担部分を補償します。

②家事代行サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が利用した家事代行費用を補償します。

③安否確認サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が、対象者（親）の安否を確認するためのサービス(※)費用を補償します。

（※）カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者がその役務または情報の提供を行うサービスをいいます。

④配食サービス利用費用

対象者（親）または被保険者（子）が、対象者（親）のために利用した費用(※)を補償します。

（※）期間または回数を定めて継続的に行うサービスをいいます。

⑤住宅改修費用

対象者（親）の介護を目的として、対象者（親）居住の住宅を改修した費用を補償します。

（注１）公的介護保険により支払われるべき費用は除きます。
（注２）住宅改修費用は **親介護費用保険金の請求時の限度額または100万円のいずれか低い金額**をお支払限度とします。

⑥有料老人ホーム等入居費用

対象者（親）が有料老人ホーム等(※1)に入居するための費用(※2)を補償します。

（※1）次のａ～ｃまでのいずれかに該当する施設をいいます。
a.老人福祉法（昭和38年法律133号）に定める有料老人ホーム
b.老人福祉法に定める軽費老人ホーム
c.高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅
なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。

（※2）有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。

（注）　有料老人ホーム等入居費用は **親介護費用保険金の請求時の限度額または300万円いずれか低い金額**をお支払限度とします。

（注）保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

❶～❸の部分をサポートします

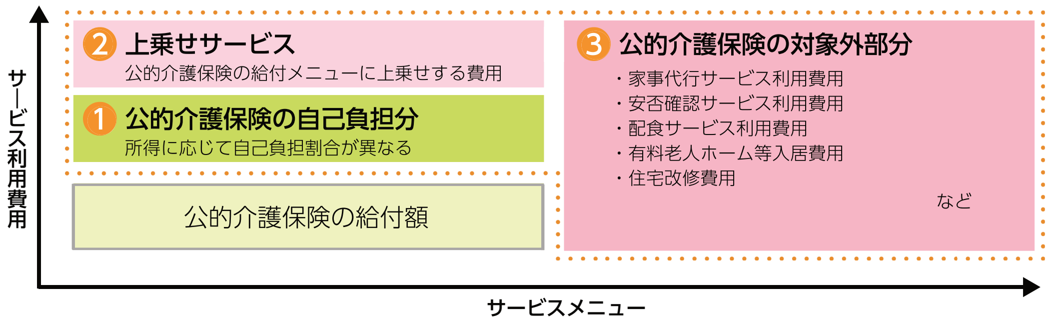

「親子のちから」の要介護状態

補償対象とする公的介護の要介護度および認知症生活自立度

要介護1かつ認知症生活自立度Ⅱａ以上または**要介護2から5**を補償します。

A．要介護度

公的介護の要介護度は下表のとおり区分されます。
本人または家族が市町村の介護保険窓口へ申請してから、訪問調査、主治医意見書、介護認定審査会を経て判定されます。

軽 ↕ 重

要介護度		身体の状態（例）	
自立		要介護状態ではなく、社会的支援も不要な状態	補償対象外
要支援	1	要介護状態とは認められないが、社会的支援を必要とする状態	補償対象外
要支援	2	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	補償対象外
要介護	1	生活の一部について部分的に介護を必要とする状態	条件付で補償対象（認知症生活自立度Ⅱa~）
要介護	2	軽度の介護を必要とする状態	補償対象
要介護	3	中等度の介護を必要とする状態	補償対象
要介護	4	重度の介護を必要とする状態	補償対象
要介護	5	最重度の介護を必要とする状態	補償対象

かつ

B．認知症生活自立度

認知症生活自立度は厚生労働省の定めるもので、要介護の判定を行う際に主治医が作成する主治医意見書において、記載必須項目とされています。

軽 ↕ 重

ランク		判定基準
Ⅰ		何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している
Ⅱ		日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても誰かが注意していれば自立できる
	Ⅱａ	家庭外でも上記Ⅱの状態がみられる
	Ⅱｂ	家庭内でも上記Ⅱの状態がみられる
Ⅲ		日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ介護を必要とする
	Ⅲａ	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる
	Ⅲｂ	夜間を中心として上記Ⅲの状態がみられる
Ⅳ		日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ常に介護を必要とする
M		著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ専門医療を要する

（Ⅱ～M）要介護1であっても補償対象とする条件

要介護状態の認定の目安とは？

要介護1
- 食事や排せつに時々、介助が必要
- 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い

要介護2
- 食事や排せつに何らかの介助が必要
- 立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要

要介護3
- 食事や排せつに一部介助が必要
- 入浴などに全面的に介助が必要
- 片足での立位保持ができない

要介護4
- 食事に一部介助が必要
- 排せつ、入浴などに全面的に介助が必要
- 片足での立位保持がほとんどできない

要介護5
- 日常生活を遂行する能力は著しく低下し、日常生活全般に介護が必要
- 意思の伝達がほとんどできない

対象期間と支払限度額

「保険期間中に保険金をお支払いする要介護状態に対象者（親）が該当した場合に、その日から保険金をお支払いする期間（対象期間(※)）」は**最長10年**となります。

- 保険金額は、対象期間10年の通算限度額です。
- 月ごとや年ごとの限度額ではないため、介護に関わる費用の変動にも対応します。

（※）対象期間
対象者（親）が保険金を支払うべき要介護状態に該当した場合において、その要介護状態に該当した日から保険金を支払う対象期間を経過する日までの期間をいいます。

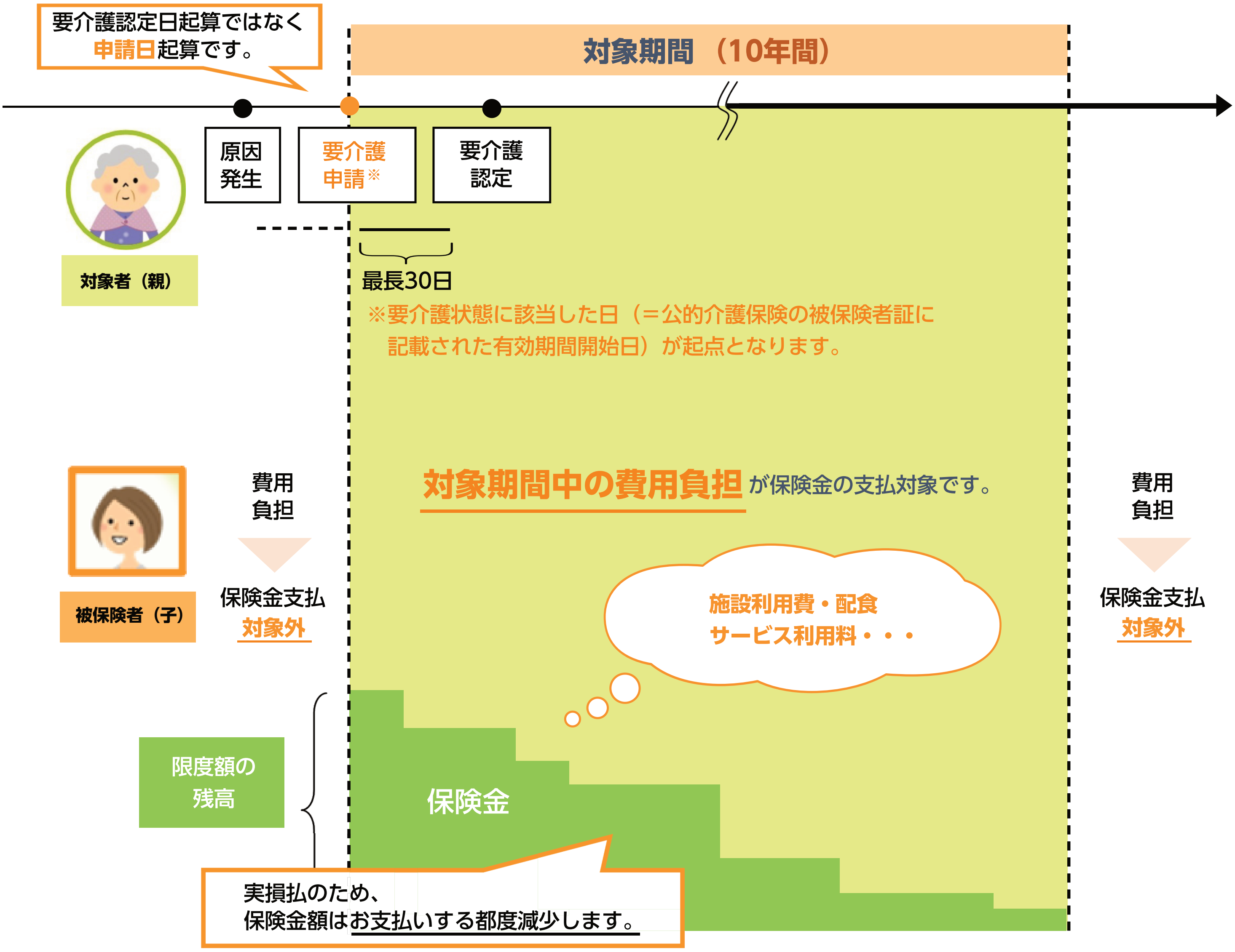

（注）要介護状態に該当した日の翌日に保険契約は失効します。

対象期間は、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって終了します。
① 対象者（親）が要介護状態に該当しなくなった場合
② 対象者（親）が死亡した場合
③ 被保険者（子）が死亡した場合

無効と失効

- 対象者が保険期間の開始日までに要介護状態となってしまった場合は無効（その保険契約のすべての効力が、保険期間開始日の前日から生じなかったものとして取扱うこと）となります。
- 要介護状態に該当した場合、要介護状態に該当した日の翌日に失効します。以降の保険料はいただきません。

各種サービス

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI（軽度認知障害）の早期発見や認知能力低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで幅広く有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

■SOMPO笑顔倶楽部は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者（子）・対象者（親）およびその家族にご利用いただけます。
■サービスの利用にかかる費用は、お客さまご自身のご負担となります。
■保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。
■親子のちからにご加入の場合、保険金をお支払いする要介護状態に該当された後は、サービス利用費用が保険金のお支払いの対象になる場合があります。

SOMPO笑顔倶楽部のサポート機能

知る　無償

基礎知識から認知機能低下の予防に向けた活動まで、充実の情報を提供します。
（一例）
- 認知症の基礎知識
- 認知症の最新情報
- 専門家コラム
- 早期発見・予防に向けた行動紹介

MCIや認知症に関する正しい知識の取得、早期発見・備えのための活動を支援します。

チェックする　無償※

認知機能チェックツールの提供により、認知機能低下の早期発見に寄与します。結果データを蓄積し、経年での変化を追うことが可能です。

※一部有償のサービスがあります。
※認知症の診断ツールではありません。

長期的にチェックを行えるため、認知機能低下の早期発見につなげることが可能です。

ケアする

介護が必要な状態になった場合に備え、SOMPOケア（介護事業）をはじめとする介護関連サービスをご紹介します。

介護関連サービスをご紹介し、介護の不安・負担軽減をお手伝いします。

予防する

あなたに合ったサービスをご提案するツール「サービスナビゲーター」をご利用いただけます。パートナー企業と連携し、早期発見から運動、生活習慣のサポートプログラムなど、幅広いサービスを選択いただけます。

専門分野に特化したパートナーと連携し、サービス提供を行います。

＋

支える

家族会員としてご家族にもご登録いただくことで、周りの方々にもサポート機能を提供します。

一部のコンテンツはご加入者さま以外も無料でご利用いただけます。

2次元コードにアクセスして、今すぐ無料で体験してみませんか？

SOMPOケア社が運営する介護付ホーム
「そんぽの家」の利用料シミュレーションが可能です！

認知機能チェック

会員登録方法

下記URLまたは2次元コードにアクセスして、会員登録の上ご利用ください。

https://www.sompo-egaoclub.com/

会員登録の際は、ご契約後にお手元に届く加入者カード記載の証券番号が必要になります。

親子のちから限定

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

ご加入いただいている皆さまにお電話にて **２４時間・３６５日** 気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。
介護はもとより**育児**や**法律、税金**など幅広くご相談いただけます。

サービスメニュー

- ●健康・医療相談サービス
- ●介護関連相談サービス
- ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- ●医療機関情報提供サービス
- ●専門医相談サービス（予約制）
- ●法律・税務・年金相談サービス
（予約制・30分間）
- ●メンタルヘルス相談サービス
- ●メンタルITサポート
（WEBストレスチェック）サービス

離れていても安心！

お元気コール

「お元気コール」は経験豊富なオペレーターが、離れて暮らす対象者（親御さま）に定期的に連絡し、お話し相手となり、健康状況やご様子を確認し、サービス利用者（被保険者等、本サービスに登録された方）にメールで状況報告をするサービスです。
離れて暮らす対象者（親御さま）がいらっしゃる場合は、是非ご利用ください。

- ●担当オペレーターが定期的にお電話しますので、親近感、安心感をもっていただけます。
- ●単にお元気かどうかの確認をするのではなく、状況に応じたきめ細やかなヒアリングを行った上で適切な対応を行います。
- ●確認できたご様子を定型メールで、サービス利用者さま等にお知らせします。

損害保険ジャパン株式会社でございます。弊社サービスのご利用、誠にありがとうございます。下記のとおり、コールセンターから、お元気コールを行いましたので、確認できましたご様子についてお知らせいたします。
【ご様子・対応内容】
「先日より腰が痛くて動くのがきつい状況です。病院は行っていますが痛みがひきませんとのこと・・・

＊「SOMPO 健康・生活サポートサービス」の電話番号または「お元気コール」の登録方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

親子のちから限定

お客さまに介護サービス費用を立て替えていただく必要はありません。

被保険者（子）が損保ジャパンと提携する事業者から費用の請求を受け、親介護費用保険金をお支払いする場合は、損保ジャパンにご依頼いただければ、その事業者に保険金を直接支払うことができます。なお、保険金支払時の提携事業者からのサービス購入や直接支払サービスの利用は任意であり、利用を義務付けるものではありません。

保険金直接支払におけるご注意事項

- ● 提携事業者の選定基準（業績・財務・コンプライアンス）は損保ジャパンの定めるところにより決定します。
- ● 提携事業者名は右記「事業者名」に記載しています。
- ● 被保険者は親介護費用保険金を直接受け取ることも可能です。
- ● 提携事業者からサービスの提供を受けた場合において、保険金がサービスの対価に満たないときは、被保険者は不足分をお支払いいただきます。
- ● 提携事業者のサービス等の提供が困難になる場合として次のようなケースが想定されます。
  - ・提携事業者が損保ジャパンの定める選定基準を満たさなくなった場合
  - ・提携事業者が損保ジャパンの改善要求に対して誠実に履行しない場合
  - ・提携事業者が廃業・倒産等により事業を継続できない場合　　など

費用	事業者名
安否確認サービス 利用費用	綜合警備保障株式会社（ALSOK）
住宅改修費用	株式会社　フレッシュハウス 株式会社　LIXILトータルサービス
有料老人ホーム等 入居費用	SOMPOケア株式会社

（ご注意）提携事業者は、2024年6月現在の内容です。
お客さまに事前にご案内なく変更となる場合があります。

親子のちからの保険期間と支払責任について

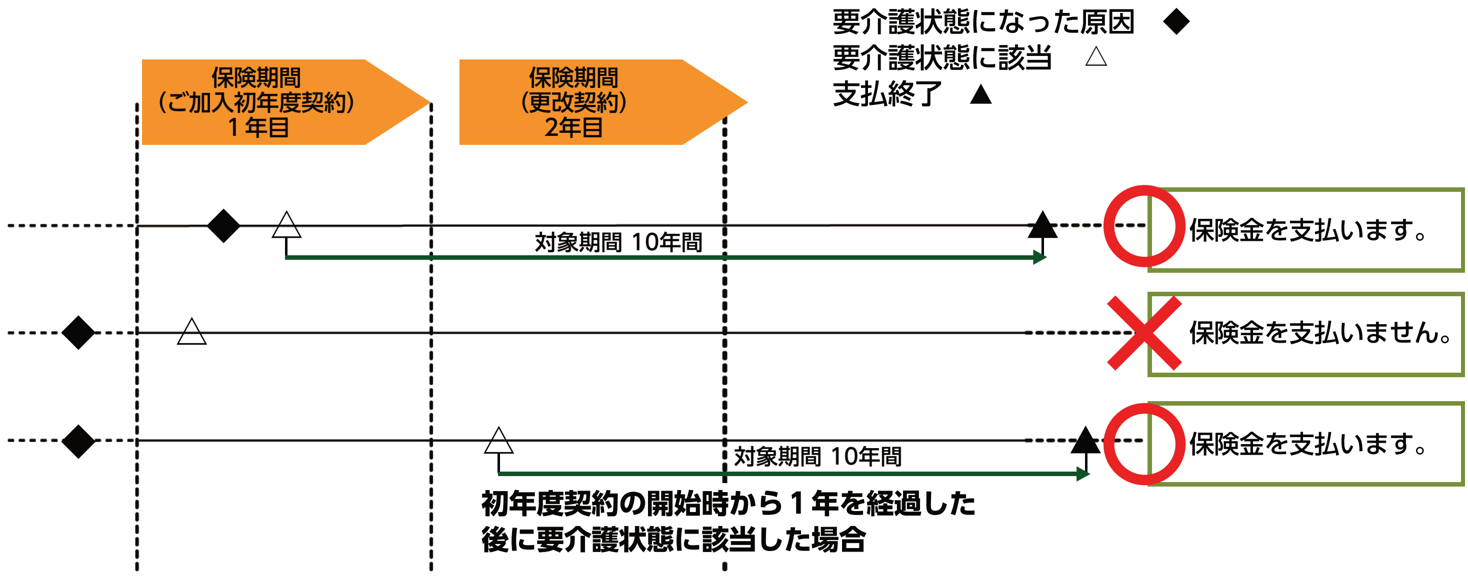

SOMPO笑顔倶楽部について

<SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ>
【認知症知識・最新情報】認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
【認知機能チェック】認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスをご提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
【サービスナビゲーター】お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスをご提示します。
【認知機能低下の予防サービスの紹介】予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下予防につながるサービスをご紹介します。（※）
【介護に関するサービスの紹介】ＳＯＭＰＯホールディングスグループの介護会社「ＳＯＭＰＯケア」を中心とした介護に関するサービス（介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等）をご紹介します。（※）
（※）パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

(注１) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
(注２) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
(注３) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
(注４) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。
(注５) 写真、イラストはイメージです。実際に提供されるサービスとは異なる場合があります。
(注６) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注７) 本サービスのご利用方法については、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスとお元気コールに関する注意事項

- 「SOMPO 健康・生活サポートサービス」は、損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。「お元気コール」は、株式会社NTTマーケティングアクトProCXが提供します。
- 「お元気コール」は、サービス利用時点における「親子のちから」の被保険者さま、対象者さま、およびそのご家族の方がご利用できます。サービスの詳しい内容につきましては、サービス利用規約をご確認ください。
- 「SOMPO 健康・生活サポートサービス」は、加入者さま、被保険者さま、および対象者さまがご利用できます。ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- 「SOMPO 健康・生活サポートサービス」のご利用は、日本国内からにかぎります。また、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。
- 本サービスは、予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

＊「SOMPO 健康・生活サポートサービス」の電話番号または「お元気コール」の登録方法などについては、ご加入いただいた皆さまに後日お配りするご案内チラシに記載していますので、ご確認ください。

- **ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。**
- **加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方もしくは対象者の子）、対象者（被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。**

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

■商品の仕組み：　【介護・認知症サポートプラン】
この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、介護一時金支払特約、軽度認知障害等一時金支払特約をセットしたものです。
【親子のちから】
この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親介護費用補償特約をセットしたものです。

■保険契約者　：　東京都火災共済協同組合
■保険期間　　：　2025年1月1日午後４時から１年間となります。
■申込締切日　：　2024年11月29日（金）

■引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：
引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者：　東京都火災共済協同組合の組合員（個人）
加入対象者に該当しなくなった場合は、すみやかに東京都火災共済協同組合までご連絡ください。
●被保険者　：　東京都火災共済協同組合の組合員またはご家族（配偶者･子供･両親･兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。ただし、親子のちからにご加入の場合は未成年者を除きます。
【介護・認知症サポートプラン】
新規のご加入は、0~満79歳までが対象です。（ご継続は満89歳まで）
●対象者　　：　【親子のちから】
被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方になります。（新規加入の場合、満40歳以上79歳以下（継続加入は満89歳以下）までの方が対象となります。）
●お支払方法：　2025年2月から毎月クレジットカード払となります。（12回払）
●お手続方法：　下表のとおりWEBにて、お手続きください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	WEBにて「申込画面」「告知画面」に必要事項をご入力の上、送信いただきます。

●中途加入　：　保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）から2026年1月1日午後４時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌月からクレジットカード払となります。
●中途脱退　：　この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の東京都火災共済協同組合までご連絡ください。
●保険契約開始時点のご加入人数により、保険料を調整する場合があります。
変更となった場合は、再度WEBにてお申し込みをし直していただく必要があります。あらかじめご了承ください。
また、団体のご加入人数が１０名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
■満期返れい金･契約者配当金：この保険には、満期返れい金･契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは１回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護２から５までに該当する認定を受けた場合（※１） ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※２）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 （※１）要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 （※２）公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※１）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※２）のないもの など （※１）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※２）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
軽度認知障害等一時金	被保険者が、保険期間中に初めて軽度認知障害または認知症と診断確定された場合は、軽度認知障害等一時金をお支払いします。保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは一回かぎりとなります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※１）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※２）のないもの など （※１）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※２）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

介護一時金

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して１年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。
①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

軽度認知障害等一時金

（注）初年度契約の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払います。
ただし、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時から起算して１年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合を除きます。
①疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額
②被保険者が軽度認知障害または認知症と診断確定された日の支払条件により算出された保険金の額

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

<table>
<tr><th>保険金の種類</th><th>保険金をお支払いする主な場合</th><th>保険金をお支払いできない主な場合</th></tr>
<tr><td>親介護費用保険金</td><td>
対象者（被保険者の親または被保険者の配偶者の親で、加入時に指定された方。以下同様とします。）が要介護状態（※１）に該当したことにより、被保険者が日本国内において対象者の介護のために対象期間（※２）中に利用した（※３）次の①から⑥までの費用（※４）を合算し、保険金額を限度に被保険者にお支払いします。ただし、⑤は１００万円限度、⑥は３００万円限度とします。また、公的介護保険制度等の給付等がある場合は、その額を親介護費用保険金から差し引きます。なお、被保険者が損保ジャパンと提携する事業者から次の①から⑥までの費用の請求を受け、その支払いについて損保ジャパンに求めた場合、損保ジャパンは保険金をその事業者にお支払いすることができます。

<table>
<tr><td>①介護サービス利用費用</td><td>対象者が介護サービス（※５）を利用した費用をいいます。</td></tr>
<tr><td>②家事代行サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が家事代行サービス(※６)を利用した費用をいいます。</td></tr>
<tr><td>③安否確認サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者の安否を確認するためのサービス(※７)を利用した費用をいいます。</td></tr>
<tr><td>④配食サービス利用費用</td><td>対象者または被保険者が対象者のための配食サービス(※８)を利用した費用をいいます。</td></tr>
<tr><td>⑤住宅改修費用</td><td>対象者の介護を目的として、対象者が居住する住宅を改修した費用をいいます。ただし、①により支払われるべき費用を除きます。</td></tr>
<tr><td>⑥有料老人ホーム等入居費用</td><td>対象者が有料老人ホーム等(※９) の入居に関する費用(※10)をいいます。</td></tr>
</table>

（※１）　要介護状態
用語のご説明「要介護状態」をご確認ください。
（※２）　対象期間
用語のご説明「対象期間」をご確認ください。
（※３）　利用した
被保険者が実際に費用を負担した場合に保険金をお支払いします。
（※４）　サービス等の費用
保険金をお支払いした後に、事業者との契約の解約または取消等により、被保険者が負担した費用が返還された場合は親介護費用保険金の全部または一部の返還を求めることがあります。
（※５）　介護サービス
公的介護保険制度において給付の対象となる種類のサービスをいい、公的介護保険制度の給付の有無を問いません。
（※６）　家事代行サービス
炊事、掃除、洗濯等の世話を行う事業者が、その役務の提供を行うことをいいます。
（※７）　安否を確認するためのサービス
カメラ、センサーまたは訪問等により高齢者の見守りを行う事業者が、その役務または情報の提供を行うことをいいます。
（※８）　配食サービス
事業者が、調理済みの食事の提供および配達を、期間または回数を定めて継続的に行うことをいいます。
（※９）　有料老人ホーム等
次の①から③までのいずれかに該当する施設をいいます。
① 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定める有料老人ホーム
② 老人福祉法に定める軽費老人ホーム
③ 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるサービス付き高齢者向け住宅事業に係る賃貸住宅
なお、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、老人保健施設、介護医療院、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居は、上記に該当しません。
（※10）　入居に関する費用
有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書に定められた費用で、家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供およびその他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として入居時までに支払うべき一時金および家賃または施設の利用料ならびに介護、食事の提供の対価として支払う月々の費用をいいます。
ただし、敷金、保証金およびこれらに類するものを除きます。
</td><td rowspan="2">
①故意または重大な過失
②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※１）を除きます。）、核燃料物質等によるもの
③自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故
⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
⑥アルコール依存、薬物依存または薬物乱用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。）
⑦先天性異常
⑧頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないもの
⑨正当な理由なく治療を怠り、要介護状態に該当した場合など
（※１）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
（※２）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
</td></tr>
<tr><td>諸費用保険金</td><td>
親介護費用保険金が支払われる場合において、親介護費用保険金とは別に対象者の介護のために生ずる諸費用に対して、次の算式によって算出した額を諸費用保険金として被保険者にお支払いします。ただし、保険金額に支払割合（10%）を乗算した額を諸費用保険金の限度とします。

諸費用保険金＝親介護費用保険金×支払割合（10%）
</td></tr>
</table>

（注１）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して１年を経過した後に対象者が要介護状態に該当した場合を除きます。
①対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時のお支払条件により算出された保険金の額
②対象者が要介護状態に該当した日のお支払条件により算出された保険金の額

（注２）補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。
公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
公的介護保険制度	介護保険法（平成９年法律第123号）に基づく介護保険制度をいいます。
対象期間	保険金を支払うべき要介護状態に対象者が該当した場合において、その要介護状態に該当した日から10年を経過する日までの期間をいいます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当した場合は、その事実が発生した時をもって対象期間は終了します。 ①対象者が要介護状態に該当しなくなった場合 ②対象者が死亡した場合 ③被保険者が死亡した場合
対象者	親介護費用補償特約の対象者をいいます。
保険金	親介護費用保険金および諸費用保険金をいいます。
保険金額	親介護費用保険金の保険金額をいいます。
要介護状態	次の①または②のいずれかの状態をいいます。 ①要介護状態Ａ 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護１の認定を受けている状態、かつ、その認定時の「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」（平成18年老発第0403003号厚生労働省老健局長通知）の判定において、医師からⅡa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、ⅣまたはMのいずれかを受けている状態 ② 要介護状態Ｂ 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分において要介護２から５までのいずれかの認定を受けている状態
要介護に該当した日	対象者が保険期間中に初めて要介護状態に該当した場合における、その要介護状態の有効期間の初日（※）をいいます。 （※）有効期間の初日 公的介護保険制度を定める法令に規定された被保険者証に記載された有効期間の初日をいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害（ケガ）	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。 ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【親族】	６親等内の血族、配偶者または３親等内の姻族をいいます。
軽度認知障害	軽度認知障害とは、表１に規定される疾病とし、かつ、表２の診断基準を満たすものをいいます。 表１ 対象となる軽度認知障害は、「米国精神医学会編ＤＳＭ－５精神疾患の診断・統計マニュアル」中下記のものとします。 ［アルツハイマー病による軽度認知障害、前頭側頭葉変性症による軽度認知障害、レビー小体病を伴う軽度認知障害、血管性軽度認知障害、外傷性脳損傷による軽度認知障害、物質・医薬品誘発性軽度認知障害、HIV感染による軽度認知障害、プリオン病による軽度認知障害、パーキンソン病による軽度認知障害、ハンチントン病による軽度認知障害、他の医学的疾患による軽度認知障害、複数の病因による軽度認知障害］ 注「米国精神医学会編ＤＳＭ－５精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに軽度認知障害に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。 表２ 対象となる軽度認知障害は、次の①から④までの診断基準のすべてに該当するものをいいます。 ［①１以上の認知領域（複雑性注意、実行機能、学習および記憶、言語、知覚 - 運動、社会的認知）において、以前の行動水準から軽度の認知機能の低下があるという証拠があること ② 毎日の活動において、自立が阻害されていないこと ③ その認知機能の低下が、せん妄の状況でのみ起こるものではないこと ④ その認知機能の低下が、他の精神疾患によってうまく説明できないこと（例うつ病、統合失調症）］ 注「米国精神医学会編ＤＳＭ－５精神疾患の診断・統計マニュアル」または「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たな診断基準が示されたときには、当会社が必要と認めた場合、新たな診断基準による診断確定を求めることがあります。

用語のご説明（続き）

<table>
<tr><th>用語</th><th>用語の定義</th></tr>
<tr><td>認知症</td><td>(1) 認知症とは、次の①および②のすべてに該当する器質性認知症であることをいいます。
① 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
② 正常に成熟した脳が、①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
(2) (1)の器質性認知症、器質的な病変あるいは損傷および器質的障害とは、次のとおりとします。
① 器質性認知症
器質性認知症とは、表３に規定される疾病とします。
② 器質的な病変あるいは損傷、器質的障害
器質的な病変あるいは損傷、器質的障害とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。
表３
対象となる器質性認知症は、「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ−10（2003年版）準拠」に定められた分類項目中下記のものとします。
<table>
<tr><th>分類項目</th><th>基本分類</th></tr>
<tr><td>アルツハイマー病の認知症</td><td>F00</td></tr>
<tr><td>血管性認知症</td><td>F01</td></tr>
<tr><td>ピック病の認知症</td><td>F02.0</td></tr>
<tr><td>クロイツフェルト・ヤコブ病の認知症</td><td>F02.1</td></tr>
<tr><td>ハンチントン病の認知症</td><td>F02.2</td></tr>
<tr><td>パーキンソン病の認知症</td><td>F02.3</td></tr>
<tr><td>ヒト免疫不全ウイルス〔ＨＩＶ〕病の認知症</td><td>F02.4</td></tr>
<tr><td>他に分類されるその他の明示された疾患の認知症</td><td>F02.8</td></tr>
<tr><td>詳細不明の認知症</td><td>F03</td></tr>
<tr><td>せん妄、アルコールその他の精神作用物質によらないもの（F05）中のせん妄、認知症に重なったもの</td><td>F05.1</td></tr>
</table>
注「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、新たに器質性認知症に分類された疾病があるときには、その疾病を含めます。</td></tr>
</table>

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）【介護・認知症サポートプラン】

1．クーリングオフ
この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2．ご加入時における注意事項（告知義務等）
●ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＊損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて１年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて１年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて１年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　など
●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

介護一時金

●疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて１年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。

軽度認知障害等一時金

●疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。継続契約においては、疾病、傷害その他の軽度認知障害または認知症の原因となった事由が生じた時が、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて１年を経過した後に軽度認知障害または認知症に該当した場合は、保険金をお支払いします。

３．ご加入後における留意事項

●申込画面等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

４．責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後４時に始まります。

＊中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

５．事故がおきた場合の取扱い

●保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。 **事故発生の日** からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書　など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	① 被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書　など ② 携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写）　など ③ ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書　など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書　など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書　など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書　など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書　など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）【介護・認知症サポートプラン】（続き）

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
（注１）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注２）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

６．保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

７．中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

８．保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の９割までが補償されます。

９．個人情報の取扱いについて

〇保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
〇損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。
また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）【親子のちから】

１．クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

２．ご加入時における注意事項（告知義務等）

●ご加入の際は、申込画面・告知画面の入力内容に間違いがないか十分ご確認ください。
●申込画面・告知画面にご入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
●ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込画面・告知画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
★対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している対象者の病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合は告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
＊損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて１年以内に対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて１年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて１年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
（※）保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
●「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合　　など
●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、ご加入いただけない場合があります。
●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、対象者の公的介護保険の認定歴・申請歴、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

●ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前に、対象者に疾病、傷害その他の要介護状態の原因が生じたときや、対象者が要介護状態に該当したときは、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）より前に、対象者が要介護状態の原因となった事由が生じたときであっても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて１年を経過した後に保険金の支払事由（要介護状態）に該当した場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。
（※）継続時に保険金額を増額する等新たに補償を拡大された場合は、新たに補償を拡大された日をいいます。

３．ご加入後における留意事項

●申込画面等入力の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
●保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
<重大事由による解除等>
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者（保険金受取人）または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

４．責任開始期

●保険責任は保険期間初日の午後４時に始まります。
＊中途加入の場合は、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日（14日過ぎの受付分は翌々月1日）に保険責任が始まります。

５．事故がおきた場合の取扱い

●対象者が保険金支払事由（要介護状態）に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。
●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票　など
②	対象者の要介護状態が確認できる書類	診断書、診療報酬明細書、要介護状況説明書、公的介護保険制度における要介護状態に該当していることを証明する書類　など
③	公の機関や医療機関等関係先への調査のために必要な書類	同意書　など
④	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	保険金支払いの対象となる費用を負担したことおよび内容を証明する書類または当会社と提携する事業者からその費用の請求書、有料老人ホーム等の入居に関する契約書および重要事項説明書、労働災害補償制度を利用したことを示す書類　など

（注１）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
（注２）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
●病気やケガにより対象者が要介護状態に該当された場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

６．保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

７．中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する　月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

８．保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の９割までが補償されます。

９．個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。
また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。
なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1．保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

□補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約　□保険金額　□保険期間
□対象期間　□保険料、保険料払込方法　□満期返れい金・契約者配当金がないこと

2．ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

□対象者および被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
□パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
□以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】
補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

3．お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる 情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店　東京都火災共済協同組合
〒104-0061　東京都中央区銀座2-10-18　東京都中小企業会館2階　TEL　03-3542-0271
<受付時間>平日：午前9時から午後5時まで（土･日･祝日･年末年始は、お休みとさせていただきます。）

●引受保険会社　損害保険ジャパン株式会社　東京法人営業部第一課
〒103-8255　東京都中央区日本橋2-2-10　TEL　03-3231-4133
<受付時間>平日：午前9時から午後5時まで（土･日･祝日･年末年始は、お休みとさせていただきます。）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽＡＤＲセンター
〔ﾅﾋﾞﾀﾞｲﾔﾙ〕0570-022808　<通話料有料>
受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（https://www.sonpo.or.jp/）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。
【事故サポートセンター】**0120-727-110**（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。
必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、補償開始月から2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

代理所情報

募集文書番号：SJ24-05996(2024.8.15)